

国内経済要録

◇非居住者自由円債務の増加額に対する準備率等の設定

日本銀行は、非居住者自由円債務の増加額に対する準備預金制度の準備率および基準期間を次のとおり設定し、11月22日から実施した(11月17日発表)。

1. 準備率 100分の50
2. 基準期間 昭和52年10月1日から10月31日までの期間

◇政府短期証券の公募発行の一時停止

政府は、政府短期証券の定率による公募を、11月21日発行分から当分の間停止することとした(11月17日発表)。

◇「円高緊急対策について」

通商産業省は11月4日、最近の外国為替市場における円相場的情勢にかんがみ、円高により大きな影響を受ける輸出関連中小企業等に対しては、よりきめの細かい対策を講ずる必要があるとして、以下の緊急対策を講ずることを決定し、その具体化につき早急に関係省庁との協議を進めることとした。

今回の緊急対策の概要は次のとおり。

1. 中小企業為替変動対策緊急融資制度の充実

円高の影響を受ける輸出関連中小企業者に対し、中小企業為替変動対策緊急融資制度の活用を図るよう指導するとともに、同融資の貸付金利の引下げ(従来の7.6%を6.2%へ)および償還期間の延長(従来の5年以内を6年以内へ)を行う。

2. 政府系金融機関の活用

円高の影響を受ける中小企業者等の負担の軽減を図るため、実情に応じ政府系金融機関の既往貸付の返済条件の緩和を行う。

3. 信用補完制度の積極的活用

円高の影響を受ける輸出関連中小企業業種については、中小企業信用保険法に基づく不況業種の特例措置の対象とすることにより、資金調達の円滑化を図る。

4. 事業転換対策の充実

円高等著しい経済事情の変化に対応して、事業転換を図る中小企業者に対しては、中小企業事業転換対策臨時措置法に基づき、金融・税制および雇用面からの積極的な支援を行う。このため、同法に基づく指定業種を拡大するとともに、事業転換貸付に係る貸付金利の引下げを行う。また、これら中小企業者に対する迅速かつ適切な

情報の提供を行うため、中小企業振興事業団による情報提供活動の強化を図る。

5. 設備共同廃棄事業の充実

中小企業者の事業転換の円滑化に資するため、中小企業振興事業団による設備共同廃棄事業融資に係る都道府県の負担の軽減、据置期間の延長等制度の充実を行う。

6. 税制上の特別措置の実施

円高の影響を受ける輸出関連中小企業に対し、その負担を軽減するため税額還付、納税猶予等税制上の特別措置を講ずる。

7. 産地振興対策の推進

円高の影響を受ける産地の体質改善および振興を図るため、産地事業者の事業転換の円滑化および残存事業者の近代化を推進するとともに、新たに、中小企業振興事業団融資、日本開発銀行・中小企業金融公庫融資等の拡充、工業再配置促進費補助金の活用等により当該産地への新規企業の誘致を促進する。また、中小企業経営安定資金助成制度の創設により、産地関連事業者の経営安定等を図る。

8. 雇用対策の推進

円高等著しい経済事情の変化から事業規模縮小等の影響を受ける輸出関連産業については、雇用安定資金制度等の積極的活用により、失業の予防および再就職の促進等を図る。

9. 中堅企業に関する情報連絡体制の強化

円高の影響を受ける中堅企業の動向に関する情報の収集に努めるため、関係省庁、地方公共団体、関係金融機関等との間で随時連絡協議会を開催するとともに、中堅企業の倒産を未然に防止するための措置を機動的に講ずる。

10. 地域経済の実情把握と機動的対策の推進

地方通商産業局に設置した地方円高対策連絡推進本部等においては、円高の影響を受ける産地、中小企業等の地域経済動向の把握に努め、本省の円高対策連絡推進本部との密接な連携の下に機動的な対策の推進を図る。

◇本年度下半期における公共事業等の施行促進に関する自治省通達

自治省は11月18日、下半期における公共事業等の事業施行の促進努力を要請した(「下半期における公共事業等の施行促進について」)を各都道府県知事あてに発出した。

同通達の概要は次のとおり。

1. 上半期における公共事業等の施行促進については、ほぼ所期の目的を達成することができたが、各地方公共

団体においては、政府が引続き公共事業等の施行促進を図ることとしている事情にかんがみ、引続き公共事業等の施行について一層の促進に努めること。

2. 管下市区町村に対しても、上記趣旨の徹底を図るよう指導すること。

◇政府系中小企業金融三機関の融資わく追加

政府は、年末の中小企業金融の一層の円滑化を図るため、政府系中小企業金融三機関の貸付わくを次のとおり追加した(11月28日)。

	追加額	追加後 年度間 貸出計画	前年度比 増減率
	億円	億円	%
国民金融公庫	2,260	21,090	+ 21.4
中小企業金融公庫	1,960	14,387	+ 12.8
商工組合中央金庫	780	5,570	+ 3.9
合 計	5,000	41,047	+ 15.7

(注) 商工組合中央金庫は純増ベース、その他は貸付実行ベース。

◇全国銀行協会連合会等の年末中小企業金融対策

全国銀行協会連合会等は、本年10～12月の中小企業向け貸出増加目標額を次のとおり設定した(11月11日)。

	本年目標額	前年目標額	前年目標額比 増減率
	億円	億円	%
全国銀行	19,000	18,000	+ 5.6
相互銀行	8,200	7,700	+ 6.5
信用金庫	11,500	11,000	+ 4.5
合 計	38,700	36,700	+ 5.4